

＜旅行業等登録申請書類一覧表＞

○は必要、△は該当する場合に必要

	書 類 名	旅行業						旅行業者 代理業 新規登録		備 考
		新規登録		更新登録		変更登録		法人	個人	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人			
	千葉県収入証紙(窓口対応) 電子決済(電子申請)	17,000円		17,000円		11,000円		15,000円		登録申請手数料
1	(新規・更新・変更)登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	住所欄は、法人は登記事項証明書の本店欄の所在地を、 個人は住民票の住所欄の住所をそのまま記入
	(新規・更新・変更)登録申請書(2)	△	△	△	△			△	△	旅行業等を行うその他の営業所(支店等)がある場合のみ
	(新規・更新・変更)登録申請書(3)			△	△					旅行業者代理業を営む者に 旅行業務を取り扱わせる場合のみ
2	定款又は寄附行為の写し	○		○				○		最新のもの 目的欄に「旅行業」又は 「旅行業法に基づく旅行業」 ^(※1) の記載があること
3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○		○				○		発行日より6か月以内のもの 目的欄に「旅行業」又は 「旅行業法に基づく旅行業」 ^(※1) の記載があること
4	役員の宣誓書	○		○				○		非常勤、監査役等も含め現役員全員分
	本人の宣誓書		○		○				○	任意様式
5	旅行業務に係る事業の計画	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空券発券に係る契約書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	航空券発券に係る契約等がある場合のみ
	海外手配業者との契約書の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	海外手配業者との契約等がある場合のみ
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式
	旅行業務従事者等名簿	△	△	△	△	△	△	△	△	任意様式 詳細を旅行業務に係る組織の概要に記載した場合、省略可 その他の営業所がある場合は、営業所ごとに作成
	事故処理体制の説明書	○	○	○	○					任意様式
7	旅行業務取扱管理者選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式
	旅行業務取扱管理者全員の 合格証又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	記載事項に変更がある場合、その変更を確認できる戸籍の 個人事項証明書又は記載事項証明書を添付
	旅行業務取扱管理者定期研修修了 証の写し	△	△	△	△			△	△	直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者に ついては、提出不要
	旅行業務取扱管理者全員の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式 役員又は本人が取扱管理者の場合は、重複分は省略可
	旅行業務取扱管理者全員の宣誓書 (2)	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式 他の営業所との兼務をしていないことを宣誓するもの
	旅行業務取扱管理者全員の履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式
8	最近の事業年度における貸借対照 表及び損益計算書の写し ^(※2)	○		○		○				全文(附属する書類は全て添付)
	決算書類の監査証明に係る書類の 写し ^(※3)	○		○		○				財務監査を受けていない場合、納税申告書の写し(全文)及び 勘定科目明細書(その他の資産負債の明細書) ^(※4)
	財産に関する調書の写し		○		○		○			申請直前に作成したもの
	財産に関する調書に係る証明書		○		○		○			預金残高証明書、固定資産評価証明書等の 財産に関する調書を証明できるもの
9	旅行業約款及び認可申請書 又は標準旅行業約款設定届出書	○	○							任意様式
10	営業保証金供託書又は弁済業務 保証金分担金納付書の写し			○	○	○	○			
11	旅行業協会発行の 入会確認書又は入会承認書の写し	△	△							登録後に旅行業協会の保証社員となる場合のみ
12	代理業契約の契約書の写し							○	○	別表、付属約定書等がある場合、全て添付

※1 旅行業者代理業の場合、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」

※2 法人設立後最初の決算期を終了していない場合、会社設立時の貸借対照表及び預金残高証明書が必要となります。

※3 公認会計士又は監査法人による財務監査を受けている場合

※4 いずれもない場合、預金残高証明書、公的証明のある固定資産評価証明書等の財産を証明するもの

※5 新規登録申請時には本人確認のため「運転免許証」、「マイナンバーカード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の原本の提示をお願いします。